



茨城県報

第 277 号

令和 4 年 (2022年) 2 月 3 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 1
- 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課) 2
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課) 2
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退 (障害福祉課) 3
- 身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (障害福祉課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者
の指定 (9 件) (障害福祉課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者
の指定更新 (5 件) (障害福祉課) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の
廃止 (4 件) (障害福祉課) 7
- 青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課) 8
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (漁政課) 8
- 定款変更の認可 (農村計画課) 9
- 道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) 9
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課) 10
- 土地改良区の解散に伴う清算人の退任 (農林事務所) 10

公 告

- 移動制限区域の解除について (畜産課) 11
- 県営土地改良事業計画の変更 (3 件) (農村計画課) 11
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 12
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 12
- 入札公告 (県民センター) 13

(病 院 局)

- 入札公告 18

告 示

茨城県告示第107号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5

の25の規定により告示する。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0851700260	放課後等デイサービス G R I P キッズ取手校	茨城県取手市取手 1-5-7	株式会社アペックス	千葉県旭市口の 898番地	令和 4 年 1 月 1 日	放課後等デイサービス

茨城県告示第108号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃 止 年月日
0852000751	夢を叶える就労トレーニング教室	茨城県つくばみらい市花室848-1 花室Sテナント	R Y D株式会社	放課後等デイサービス	令和 3 年 12月31日

茨城県告示第109号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

番号	種目	診療科目	氏 名	医療機関名	所 在 地	指定年月日
1	肢体不自由	内科、脳神経内科	渡邊 栄	グリーンクリニック	石岡市柿岡1547-7	令和 4 年 1 月 20 日
2	免疫機能	感染症内科	寺田 教彦	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	令和 4 年 1 月 20 日
3	視覚	眼科	関 真理子	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	令和 4 年 1 月 20 日
4	言語機能	脳神経外科	豊田 研隆	医療法人社団善仁会小山記念病院	鹿嶋市厨 5-1-2	令和 4 年 1 月 20 日
5	言語機能	脳神経外科	岡村 耕一	医療法人社団善仁会小山記念病院	鹿嶋市厨 5-1-2	令和 4 年 1 月 20 日
6	言語機能	脳神経外科	寺門 利継	医療法人社団善仁会小山記念病院	鹿嶋市厨 5-1-2	令和 4 年 1 月 20 日
7	肢体不自由	整形外科	長谷川 隆司	守谷慶友病院	守谷市立沢980-1	令和 4 年 1 月 20 日
8	肢体不自由	整形外科	木城 智	きしろ整形外科クリニック	鉾田市新鉾田西 2-6-1	令和 4 年 1 月 20 日
9	呼吸器機能	内科	廣澤 拓也	広沢クリニック	東茨城郡城里町上入野2427-1	令和 4 年 1 月 20 日

茨城県告示第110号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり辞退する旨の届出があった。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

辞 退

種目	診療科目	氏名	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
じん臓機能	内科	岩津 加奈	医療法人鴻仁会 上の原病院	桜川市上野原地新田159-2	令和4年1月5日
肢体不自由	整形外科、内科、外科	木城 利光	医療法人攻理会さしる整形外科クリニック	銚田市新銚田西2-6-1	令和3年11月26日

茨城県告示第111号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定により、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

内容変更（医療機関名、所在地）

種目	氏名	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
		医療機関名称	医療機関所在地	医療機関名称	医療機関所在地	
心臓機能	河野 了	筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	茨城県立医療大学付属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	令和3年10月1日
肢体不自由	俣木 優輝	茨城県立医療大学付属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	令和3年10月1日
肢体不自由	大越 教夫	国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター	つくば市春日4-12-7	医療法人社団青燈会小豆畑病院	那珂市菅谷605	令和3年11月1日
じん臓機能	大塚 公一朗	総合病院水戸協同病院	水戸市宮町3-2-7	おおつか内科クリニック消化器内科・腎臓内科	つくば市梅園2-20-9	令和3年10月1日
肢体不自由	塚西 敏則	県北医療センター高萩協同病院	高萩市大字上手綱上ヶ穂町1006-9	東京医科大学茨城医療センター	稲敷郡阿見町中央3-20-1	令和3年4月1日

茨城県告示第112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811600683	self-A・プネツ ツ友部	茨城県笠間市東平 二丁目12番2号 F/Kビル3階	株式会社茨城プ ラネツ福祉セ ンター	茨城県ひたちなか 市東大島一丁目24 番地29 正和ビル 4階	令和3年 12月1日	就労継続支援 A型

茨城県告示第113号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810300863	自立支援センタ ー オリーブ	茨城県土浦市並木 3丁目3-13	一般社団法人 フレンズ	茨城県守谷市百合 ヶ丘一丁目2354番 地の165	令和4年 1月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

茨城県告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810800524	アリス	茨城県龍ヶ崎市南 中島町97-1	株式会社アイ. ティア	茨城県龍ヶ崎市久 保台3-2-2 グリーンヒルズ久 保台C101	令和4年 1月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811600691	障がい者生活介 護 あゆむ	茨城県笠間市鴻巣 136-1	株式会社八重櫻	茨城県水戸市河和 田町280番地の2	令和4年 1月1日	生活介護

茨城県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基

づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0811700665	多機能型就労支 援事業所ステー ジ	茨城県取手市藤代 南1丁目9-3- 2階	合同会社ステー ジ	茨城県龍ヶ崎市長 山二丁目1番地5	令和4年 1月1日	就労移行支援 就労継続支援 A型

茨城県告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0812700961	えくぼ	茨城県筑西市幸町 二丁目1274番地 218	特定非営利活動 法人きなり	茨城県筑西市幸町 二丁目1274番地 218	令和4年 1月1日	生活介護

茨城県告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0817200330	縁・ジョイント	茨城県銚田市鹿田 字上谷原403番4	一般社団法人ま るごと・福祉会	茨城県銚田市鹿田 107番地	令和4年 1月1日	就労継続支援 A型 就労継続支援 B型

茨城県告示第119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0817300288	クリスタル	茨城県つくばみら い市中平柳1116番 地56	一般社団法人三 芝福祉協会	茨城県つくばみら い市中平柳1116番 地56	令和4年 1月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0823800503	グループホーム Harmony	茨城県稲敷郡阿見町若栗1757-8	株式会社 Harmony	東京都目黒区大岡山二丁目5番26号 エストレーラムM-201	令和4年2月1日	共同生活援助

茨城県告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812900538	就労移行・就労継続B型支援事業所 レインボー・ブリッジ	茨城県神栖市神栖一丁目6番26号	特定非営利活動法人 KASHIMA アディクションサポートセンター	茨城県神栖市神栖一丁目6番26号	令和3年10月1日	就労移行支援 就労継続支援B型

茨城県告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0811900208	kokoro	茨城県牛久市南4丁目22番地25	株式会社創想	茨城県牛久市南4丁目22番地25	令和3年12月1日	就労継続支援B型

茨城県告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812700672	グループホーム歩実	茨城県筑西市吉田636番地20	特定非営利活動法人歩実	茨城県筑西市吉田636番12	令和3年12月1日	短期入所

茨城県告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0817400104	株式会社 県央福祉サービス	茨城県小美玉市中野谷565	株式会社県央福祉サービス	茨城県小美玉市中野谷565番地	令和4年2月1日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第125号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0820200426	共同生活援助事業所グループホームまゆみ	茨城県日立市大久保町3丁目12-22	医療法人圭愛会	茨城県日立市大久保町2409番地の3	令和4年2月1日	共同生活援助

茨城県告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0811900455	花水木ナーシングケア	茨城県牛久市栄町6丁目13-2クレール谷本F103号	特定非営利活動法人ハナミズキ	居宅介護 重度訪問介護	令和3年12月30日

茨城県告示第127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810200279	日立共同作業所 ふきのとう	茨城県日立市桜川町1丁目7番2号	特定非営利活動法人日立ふきのとうの会	就労移行支援	令和3年12月31日

茨城県告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0811700558	県南福祉サービス たまてばこ	茨城県取手市戸頭2425-4	株式会社 プラテック	自立訓練(生活訓練)	令和4年1月31日

茨城県告示第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0817300163	ケアステージつくばみらい指定訪問介護事業所	茨城県つくばみらい市東櫛戸872-7	株式会社ケアウィンド	居宅介護 重度訪問介護	令和4年2月28日

茨城県告示第130号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	種類	題名	配給会社
3576	映画	雨に叫べば	東映ビデオ
3577	映画	SMレズビアン	新東宝映画

茨城県告示第131号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の2第2項の規定により告示する。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

加入区	漁業協同組合	県報登載日	告示番号
神栖	常陸川漁業協同組合	平成30年 1 月 18 日	茨城県告示第45号

茨城県告示第132号

吉川土地改良区から令和 3 年10月14日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により令和 4 年 1 月 21 日認可した。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 4 年 2 月 3 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 平友部停車場線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
笠間市八雲一丁目 3 番36から	旧	最大 16.0	99	
		最小 11.6		
笠間市八雲一丁目 2 番29地先まで	新	最大 20.2 最小 11.6	99	現道拡幅

茨城県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 4 年 2 月 3 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 一般国道
- 路 線 名 355号
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
小美玉市大谷字大谷1140番1地先から 小美玉市羽鳥字坂境2652番3地先まで	旧 (A)	メートル 最大 33.2 最小 7.0	メートル 4,261	
小美玉市羽鳥字橋下3220番1地先から 小美玉市羽鳥字花田3366番地先まで		(B) 最大 37.8 最小 25.1	1,280	
小美玉市羽鳥字橋下3220番1地先から 小美玉市羽鳥字花田3366番地先まで	新 (B)	最大 37.8 最小 25.1	1,280	旧道移管、区域除外

茨城県告示第135号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定取消年月日 令和4年1月26日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

水戸市見川町1822番地の2

水戸食肉事業協同組合

理事長 内田 敏雄

（売りさばき所：水戸市見川町1822番地の2

水戸食肉事業協同組合）

茨城県告示第136号

清算法人三並土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年2月3日

茨城県知事 大井川 和彦

退 任

氏 名	住 所
豊 島 和 好	つくばみらい市南923番地
大 藤 秀 雄	つくばみらい市南548番地
秋 場 重 夫	つくばみらい市中原73番地
飯 泉 和 信	つくばみらい市田村264番地
青 木 正 好	つくばみらい市下長沼793番地
石 塚 静 雄	つくばみらい市南484番地
寺 田 吉 男	つくばみらい市南927番地2
大 藤 節 男	つくばみらい市南915番地
飯 泉 重 一	つくばみらい市福岡1400番地1

公 告

●移動制限区域の解除について

令和 4 年 1 月 13 日 付け茨城県報第 271 号で公示した「移動制限区域の指定について」は、下記期日をもって制限を解除する。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 龍ヶ崎市及び結城市内の 2 農場
令和 4 年 1 月 23 日
- 2 行方市、鉾田市及び石岡市内の 4 農場
令和 4 年 1 月 24 日

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定に基づき、県営坂東中央地区土地改良事業（区画整理）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営坂東中央地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 2 月 4 日から令和 4 年 3 月 7 日まで
- 3 縦覧の場所
茨城県西農林事務所境土地改良事務所

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定に基づき、県営坂東中央地区土地改良事業（農業用用水）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 縦覧に供する書類

変更後の県営坂東中央地区土地改良事業 (農業用用水) 計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 4 年 2 月 4 日から令和 4 年 3 月 7 日まで

3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

◎県営土地改良事業計画の変更

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 88 条第 1 項の規定に基づき、県営坂東中央地区土地改良事業 (農道) につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

変更後の県営坂東中央地区土地改良事業 (農道) 計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 4 年 2 月 4 日から令和 4 年 3 月 7 日まで

3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

◎開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字菅谷字二十四本前 500 番 8

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字菅谷 500 番地 8

幸田 恭明

◎道路の位置の指定

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿セ建指令 第16号	令和 4 年 1 月 24 日	土子 芳一	鉦田市当間2372番地 20	鉦田市借宿字本海庚申 塚2189番15	メートル 6.22～ 6.27	メートル 40.03

◎入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県県南県民センター長 小 野 一 浩

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
土浦合同庁舎維持管理等業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書による。
- (3) 委託業務期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
茨城県土浦市真鍋 5 丁目 17 番 26 号
茨城県土浦合同庁舎

2 担当部局

〒300-0051
茨城県土浦市真鍋 5 丁目 17 番 26 号
茨城県県南県民センター 県民福祉課 担当 大津
電 話 029-822-7026
F A X 029-822-9040
所属メールアドレス：nanse01@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加者有資格者名簿に登録がなされていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第 2 条第 1 号又は同第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 当庁舎と同等またはそれ以上の類似施設 (建物延べ面積7,295.44㎡) で、清掃及び設備等維持管理業務を過去 5 年間に履行した実績があること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号) 第12条の 2 第 1 項第 8 号に掲げる事業について同項の登録をしている者であること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2 の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2 の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から令和 4 年 2 月 14 日 (月) まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県県南県民センター

ア 期間

入札公告の日から令和 4 年 2 月 14 日 (月) までの午前 8 時 30 分から午後 4 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県土浦市真鍋 5 丁目 17 番 26 号

茨城県県南県民センター 県民福祉課

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、以下の期間に必要なに応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 現地確認期間

公告の日から令和 4 年 2 月 15 日 (火) 午後 4 時まで

イ 質問受付期間

公告の日から令和 4 年 2 月 17 日 (木) 午後 4 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

ウ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

エ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能及び F A X による。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 4 年 (2022 年) 2 月 18 日 (金) 午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能及び F A X による。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(4)から(7)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 4 年 2 月 22 日（火）午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）を電子調達システムにより提出し、確認申請書ほか必要な添付資料を郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 4 年 2 月 24 日（木）午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

入札金額は年額を記載すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 4 年 3 月 15 日（火）午前 10 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 3 月 15 日（火）午前 10 時 10 分

イ 場所

茨城県県南県民センター県民福祉課

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) この調達に係る令和 4 年度歳入歳出予算案が否決された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は、効力を失う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Cleaning Services, Tsuchiura joint government Building
- (2) Fulfillment period:
From 1 April, 2022 through 31 March, 2025
- (3) Fulfillment place:
Ibaraki Prefecture Tsuchiura joint government Building
- (4) Time limit for the submission of Application forms and relevant documents for the qualification:
4:00 PM, 22 February, 2022
- (5) Time limit for tender:
Time limit of tender (by hand) : 10:00 AM, 15 March, 2022
Time limit of tender (by mail) : 10:00 AM, 15 March, 2022
- (6) Contact point for the notice:
Management Section, Ibaraki Prefectural Southern Region Residents Center
5-17-26 manabe, tsuchiura-shi, Ibaraki-ken, Japan 300-0051
Phone: 029-822-7026

- 【参考】
- (1) 調達案件
 - (2) 履行期間
 - (3) 履行場所
 - (4) 参加資格確認書類の提出期限
 - (5) 入札期限
 - (6) 連絡 (提出) 先

(病 院 局)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 4 年 2 月 3 日

茨城県立中央病院長 島 居 徹
茨城県立こども病院長 須 磨 崎 亮

1 調達内容

(1) 購入物件名

A重油 J I S 1 種 1 号 【共同購入】

(2) 購入物件の特質等

購入物件の性能等に関し、別途「入札説明書（仕様書）」で指定する特質等を有すること。

(3) 予定数量

茨城県立中央病院 200キロリットル
茨城県立こども病院 100キロリットル
計 300キロリットル

(4) 納入期限

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで 3 ヶ月間

(5) 納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立中央病院
茨城県水戸市双葉台 3 丁目 3 - 1 茨城県立こども病院

(6) 入札方法

入札金額は1キロリットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

と。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒309-1793茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 経理課

電話0296-77-1121 内線2025

- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧期間及び場所

期間 入札公告の日から令和4年3月3日(木)まで。

茨城県立中央病院ホームページ

<http://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/archives/chotatsu/koukoku>

茨城県立こども病院ホームページ

<http://www.ibaraki-kodomo.com/html/top/supply.html>

4 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に必要な書類等を添付して、3の

(1)に示す場所に、令和4年3月3日(木)午後4時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格等の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により回答する。

- (3) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

5 入札執行の日時及び場所

令和4年3月16日(水) 午前10時30分

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 本館大会議室

6 入札手続等

- (1) 入札書の提出

入札書の受領期限

令和4年3月16日 午前10時30分(ただし、郵送による入札の場合は、令和3年3月15日午後4時必着とする。)

- (2) 入札方法

ア 入札金額は、1キロリットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税抜き)を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引換、変更又は取消しは、認めない。

ウ 入札執行回数は、初回を含めて2回を限度とする。

- (3) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程(茨城県病院事業管理規程第21号。以下「会計規程」という。)第115条規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ア 入札について談合、その他不正行為があったと認められるとき。
- イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき。
- ウ 記名又は押印を欠くとき。
- エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- カ 同一人の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ク 代理人が委任状を持参しないとき。
- ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき。

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者がした入札は、無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

詳細は、入札説明書による。

当該入札公告によって生じた権利義務は、令和4年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

A Fuel Oil (JIS Class I , No. 1).

(2) Time limit for tender:

4:00 PM, 15 March. 2022 in case of by mail

10:30 AM, 16 March. 2022 in case of by hand

(3) Contact point for the notice:

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Chuo-Hospital.

6528, Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, 309-1793, Japan.

TEL 0296-77-1121 (ext. 2025)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)